

令和 3 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(令和 3 年 2 月 26 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 3 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 11 号 令和 2 年度小城市一般会計補正予算（第 11 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 4,466 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 275 億 9,983 万 4 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正は、「第 2 弾小売店舗等復興応援券事業」を追加するものでございます。

補正の内容でございますが、歳出は、第 2 弾の小売店舗等復興応援券に係る費用を計上し、歳入は、財政調整基金を計上しております。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第2号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第1号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和2年小城市条例第28号）に規定する軽減判定制度の適用区分を明確にするため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第2号 令和2年度小城市一般会計補正予算（第10号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億8,872万5千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ274億5,516万5千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出は、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用を計上し、歳入は、国庫支出金を計上しております。

以上の2議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、条例は令和2年12月28日付

け、予算は令和3年1月22日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第3号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、別表に災害弔慰金等支給審査委員会委員を追加するものでございます。

次に、議案第4号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、市税の減免に係る申請書の提出期限を延長するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第5号 小城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例でございますが、保険税の税額を見直すとともに同税の減免に係る申請書の提出期限を延長するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第6号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第7号 小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の認定資格を得るための研修に中核市が実施するものも含めることができるようになったため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第8号 小城市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、新型インフルエンザ等特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第9号 小城市営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、民法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第10号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、一部事務組合規約の変更は、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

変更の内容でございますが、佐賀県市町総合事務組合の事務所の移転により、事務所の位置並びに同組合が共同処理する事務として設置、管理及び運営する会

館の名称を変更するものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第12号 令和2年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ7,590万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,914万4千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、保険給付費を増額するものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税及び保険給付費の増額に伴う県支出金を増額するものでございます。

次に、議案第13号 令和2年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ583万4千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,751万1千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 14 号 令和 2 年度小城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入及び支出の既定の予算に変更はなく、収益的支出の委託料、動力費等を減額し、予備費の増額で収支の調整を行うものでございます。

次に、議案第 15 号 令和 2 年度小城市病院事業会計補正予算（第 4 号）は、収益的収入の既定の予算に 2 億 280 万 7 千円を追加し、補正後の予算の総額を 15 億 3,879 万 5 千円とし、収益的支出の既定の予算に 58 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を 13 億 3,657 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出は、減価償却費を増額し、収益的収入は、医業収益を減額し、医業外収益は、国保調整交付金及び新型コロナ関連補助金を増額するものでございます。

次に、資本的収入は、国保調整交付金及び新型コロナ関連補助金を増額し、補正後の予算の総額を 4,154 万 7 千円とするものでございます。

次に、議案第 16 号 令和 2 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入の既定の予算から 2 億 696 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 6,145 万円 3 千円とし、収益的支出の既定の予算から 1,580 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を

15 億 1,378 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出は、処理場やポンプ場等の維持管理費の実績により減額し、収益的収入は、他会計補助金を減額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 1 億 9,538 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を 10 億 5,609 万 6 千円とし、資本的支出の既定の予算から 1,968 万 9 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 5,616 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、資本的支出は、委託料や水道移設補償の実績により減額し、資本的収入は、他会計補助金を増額するものでございます。

次に、議案第 17 号 令和 3 年度小城市一般会計予算でございますが、予算総額は、206 億 6,445 万 3 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、プラス 0.3%、6,480 万 4 千円の増となっております。

第 2 表 継続費は、「固定資産評価替業務委託事業」と「小城岩蔵工業団地線災害復旧事業」について、事業の総額、期間、年割額を定めるものでございます。

第 3 表 債務負担行為は、「学校給食センター（仮称）改築事業モニタリング支援業務委託料」について、事業の期間、限度額を定めるものです。

第4表 地方債は、「牛津保健福祉センター管理運営事業」から「借換債」までの16事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を15億円と定めるものでございます。

なお、令和3年度当初予算につきましては、骨格予算として編成しております。

次に、新たに取り組むものなど、主な事業について御説明申し上げます。

まず、第3款 民生費でございますが、牛津保健福祉センターの空調設備の更新のための「牛津保健福祉センター管理運営事業」、市内の私立保育所等の施設整備に対し補助する「保育所等整備補助事業」、令和3年4月から新しく幼保連携型認定こども園として運営を開始するための「三日月幼稚園幼児教育・保育事業」などを計上しております。

第4款 衛生費でございますが、新公立病院の用地取得や設計委託の負担金としての「新公立病院建設事業」などを計上しております。

第6款 農林水産業費でございますが、園芸施設を整備する農家に対し補助するための「園芸振興対策事業」、森林管理の適正化を促進するための「森林経営管

理事業」などを計上しております。

第 8 款 土木費でございますが、老朽化した橋りょうの補修のための「橋りょう補修事業」、市道牛津駅前線高質化工事のための「牛津駅周辺整備事業」、空家等の除却に対する補助や実態調査を行うための「空家等対策推進事業」などを計上しております。

第 10 款 教育費でございますが、電子黒板等の更新に伴うリース料などの「教育情報化推進事業」、岩松小学校と三里小学校の水泳事業の委託のための「小学校水泳指導委託事業」、学校給食センターの造成工事やアドバイザー委託等のための「学校給食センター（仮称）改築事業」などを計上しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

第 1 款 市税でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、市民税につきましては、個人及び法人ともに減収を見込んでおります。

第 9 款 地方特例交付金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減収を国が補てんする「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」を新設しておりますが、金額が見込めないことから費目存置として計上しております。

第 10 款 地方交付税、第 21 款 市債のうち臨時財政対策債でございますが、国の地方財政計画を考慮した見込み額を計上しております。

その他の歳入でございますが、各事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債などを計上し、財源調整として財政調整基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第 18 号 令和 3 年度小城市国民健康保険特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 48 億 3,309 万 3 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますとマイナス 1.1%、5,347 万 8 千円の減となっております。

主な内容でございますが、歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金を計上し、歳入では、国民健康保険税、県支出金を計上しております。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 7,393 万 7 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますとプラス 0.04%、23 万 8 千円の増となっております。

主な内容でございますが、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上し、歳入では、後期高齢者医

療保険料を計上しております。

次に、議案第 20 号 令和 3 年度小城市水道事業会計予算ですが、収益的収入及び支出の総額は、それぞれ 3 億 1,413 万 2 千円でございます。

収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの受水費、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費などを計上しております。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息及び配当金などを計上しております。

次に、資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費、起債の償還金など 9,104 万 3 千円を計上し、資本的収入につきましては、一般会計出資金、工事負担金として 1,140 万 7 千円を計上しております。

次に、議案第 21 号 令和 3 年度小城市病院事業会計予算ですが、収益的収入及び支出の総額は、それぞれ 13 億 4,213 万円でございます。

収益的支出につきましては、給与費、薬品等の材料費などの医業費用、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税などの医業外費用を計上しております。

収益的収入につきましては、入院収益、外来収益などの医業収益、預金利息や不採算地区病院の運営に要する経費などの他会計負担金など医業外収益を計上しております。

次に、資本的支出につきましては、デジタルマンモグラフィー等の医療用機器を購入するための建設改良費、企業債償還金などの総額として 4,596 万 6 千円を計上いたしております。

資本的収入につきましては、企業債の元金に係る一般会計負担金、医療機器整備のための出資金などの総額とし 2,127 万 6 千円を計上いたしております。

なお、資本的収入で不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、議案第 22 号 令和 3 年度小城市下水道事業会計予算ですが、収益的収入につきましては、16 億 2,981 万 2 千円、収益的支出につきましては、15 億 7,631 万 7 千円でございます。

収益的支出につきましては、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費、企業債利息の償還金などを計上しております。

収益的収入につきましては、下水道使用料、集団整備事業負担金、他会計補助金などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、16 億 353 万 4 千円、資本的支出につきましては、21 億 1,538 万 4 千円でございます。

資本的支出につきましては、下水道管渠、処理場及び合併浄化槽等の建設改良費、企業債元金の償還金などを計上しております。

資本的収入につきましては、企業債、他会計補助金、
国県補助金、受益者負担金・分担金などを計上しております。

次に、継続費につきましては、令和3年度から令和
4年度までの「小城市下水道事業経営戦略改定及び使
用料改定業務」の事業について、総額と年割額を定め
るものでございます。

企業債につきましては、公共下水道事業、特定環境
保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事
業の建設改良について起債の目的、限度額等を定める
ものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の限度額を10億円と定
めるものでございます。

次に、議案第23号 小城市監査委員の選任について
でございますが、監査委員の^{ふるかわ}古川 ^{よしみつ}吉光氏は令和3年
5月10日をもって任期満了となりますので、後任の監
査委員として古川 吉光氏を選任するため、地方自治
法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める
ものでございます。

次に、議案第24号 令和2年度小城市一般会計補正
予算（第12号）でございますが、既定の歳入歳出予算
に、それぞれ6億8,138万5千円を追加し、補正後の
予算の総額を歳入歳出それぞれ282億8,121万9千円

とするものでございます。

第2表 継続費補正は、「道路網及び都市計画道路見直し事業」の総額と年割額を変更するものでございます。

第3表 繰越明許費補正は、「テレワーク推進事業」から「公立学校施設災害復旧事業」までの40事業を追加するものでございます。

第4表 債務負担行為補正は、「三日月保健福祉センター指定管理料」から「資源物収集運搬処理委託料（硬質プラスチック収集追加分）」までの3事業を追加するものでございます。

第5表 地方債補正は、「県営農業競争力強化基盤整備事業」から「減収補填債」までの9事業を追加するものでございます。

また、「教育情報化推進事業」及び「保健福祉施設災害復旧事業」の2事業を廃止し、「県営地盤沈下対策事業（佐賀中部地区）」から「公立学校施設災害復旧事業」までの10事業を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、実績に応じた事業費の減額になっておりますが、増額分の主なものについて御説明申し上げます。

第6款 農林水産業費でございますが、「県営水利施

設等保全高度化事業（三日月東部地区）」などの県営事業負担金や「農業基盤整備促進事業」は、国の補正予算に伴い、事業費を計上しております。

第 8 款 土木費でございますが、「社会資本整備総合交付金事業（橋りょう補修）」は、国の補正予算に伴い、事業費を計上しております。

第 10 款 教育費でございますが、「学校給食センター（仮称）改築事業」は、国の補正予算に伴い、令和 3 年度の計画を前倒し、事業費を計上しております。

以上、歳出の主なものを申し上げますが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債などを計上し、財源調整として財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国から交付決定があり、国庫支出金を計上しております。

次に、議案第 25 号 令和 2 年度小城市一般会計補正予算（第 13 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,033 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 282 億 9,155 万 5 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出は、「救急医療施設等運営参画事業」に係る費用を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、令和2年度の国からの交付金額及び実施事業が固まりましたので、それぞれの事業に交付金を充当し財源組替を行うものです。

歳入は、国の3次補正に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加がございましたので、増額分を計上し、財源調整として財政調整基金を減額しております。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。